

静岡県教育委員会告示第2号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条の規定に基づき指定技能教育施設の廃止を告示する。

令和6年1月30日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

1 技能教育のための施設の名称及び所在地

クラーク高等学院 静岡校

静岡市駿河区森下町4番20号

クラーク高等学院 浜松校

浜松市中央区中央3-7-1 ハーモニア新町2・3F

2 適用年月日

令和6年3月31日